宍粟市海外研修等支援事業募集要項

概要

宍粟市では、市民が自らの創意によって、海外等における国際的視野や広い見識、技能を身に付けることにより、当該技能等を活かした地域の振興と住民福祉の向上を図ることを目的として、「宍粟市海外研修等支援事業」を実施します。

この制度は「宍粟市海外研修等支援事業審査会」に研修計画書を提出し、その認定を受けた者に対し、当該研修に係る費用の一部を補助するものです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象となる研修・留学 | （１）能力研修宍粟市海外研修等支援事業審査会（以下「審査会」という）において認定された、宍粟市の地域振興又は国際交流その他の文化・教育等の活動に貢献する意思と熱意をもって、国際的視野や広い見識、海外の先進的な技術等を学ぶことを目的とする能力研修※なお、以下に該当する事業は対象となりませんa営利企業に属する者が当該主体の利益や人材育成のために行う研修 | （２）海外留学研修海外の大学（大学院、学部）、短期大学、専門学校、就業訓練を目的とする学校、高等学校またはこれに相当する教育・研究機関への留学※なお、以下に該当する事業は対象となりませんa 現在、海外に留学中の場合　b 語学習得のみを目的とした留学 |
| 補助対象　となる経費 | 1. １回あたりの往復交通費
2. 支度金（上限66,000円）

（海外旅行保険料、パスポート・ビザ申請手数料、その他現地での生活に必要なものを購入する経費）1. 宿泊料（研修先での宿泊日数に５千円を乗じて得た額と宿泊にかかる実費を比較していずれか低い方）
 | 留学に要する授業料※なお、補助の上限は１年(１学年)とする |
| 期間 | 原則として１か月以上の研修（年度毎に審査会の審査で認定されることを条件として、３年間を限度として複数年にわたって補助をうけることができるものとする） | 原則として６か月以上の留学研修 |
| 募集人数 | 事業全体で５名程度 |
| 補助金額 | 補助対象となる経費①～③の合計金額で、上限５０万円 | 上限５０万円 |
| 応募資格 | 1. 宍粟市に住民票を有する

１６歳以上６５歳以下の者（申請日現在）1. 研修期間中に各種連絡調整を行うための、国内代理人を立てることが出来ること
2. 市税の滞納がないこと
 | 1. 市内在住または宍粟市に住民票を有する高校生または大学生（申請日現在）

※宍粟市に住民票を有する者に扶養されている者を含む1. 研修期間中に各種連絡調整を行うための、国内代理人を立てることが出来ること
2. 市税の滞納がないこと
 |
| 応募方法 | 応募書類一式を担当課まで提出してください。 |
| 応募書類 | 1. 履歴書
2. 研修計画書（様式３）
3. 収支予算書（様式２）
 | 1. 留学先からの留学許可書等の写し
2. 留学計画書（様式４）
3. 留学先の授業料がわかるもの
 |
| 研修・留学中の報告 | 研修期間中に中間報告書の提出 | 留学期間中に中間報告書の提出 |
| 研修・留学終了後の義務 | 研修終了後２か月以内に、以下の書類を提出してください。1. 研修報告書
2. 対象経費に係る領収書
 | 留学終了後２か月以内に、以下の書類を提出してください。1. 研修報告書
2. 留学先が発行した成績証明書(出席証明書含む)
3. 留学先教育機関等の授業料の領収書
 |
| 選考方法 | 審査会の審査委員による書類選考及び面接審査 | 審査会の審査委員による書類選考及び面接審査 |

1. 研修・留学計画
2. 研修計画は、応募者自身が作成してください。
3. 研修先は１か所を原則としますが、特段の事情がある場合は複数の研修先を認めることがあり　ます。
4. 国内代理人の指名

研修期間中の連絡調整や補助金申請手続きの代行等を行って頂くため、国内に代理人を置く必要があります。代理人は市内在住の成人で、次のいずれにも該当しない者とします。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
4. その他、重大な反社会的行為があり、国内代理人として不適当であると認められる者
5. 研修開始時期、研修報告書等
6. 研修の開始日は日本を出国する日、終了日は日本に帰国する日とします。
7. 予め研修費用を支給した場合で、研修期間が不足する場合や研修内容が研修計画と大幅に異なる場合は、返納を求める場合があります。
8. 帰国の日から２か月以内に研修報告書を宍粟市に提出してください。
9. 査証(ビザ)に関する注意事項

外国に滞在し研修する際には、その国の査証(ビザ)が必要となる場合があります。各国の規定に反した場合(観光ビザで入国後、就労した場合など。) には身柄の拘束や強制送還などの厳罰に処されることがあります。応募の際には、あらかじめ研修計画の内容に照らして必要なビザの取得が可能であることを確認してください。また、国によってはビザの取得にかなりの時間を要する場合もありますので、手続きは早めに行ってください。

1. その他
2. 能力研修は、補助年度ごとに審査会の審査で認定されることを条件として、３年間を限度として複数年に渡って補助を受けることができるものとする。
3. 海外留学研修への補助は１人につき１回限りとする
4. 能力研修の補助と海外留学研修の補助を同一人が受けることはできないものとする。